

独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職手当規程

(平成15年10月1日 規程第15号)

改正 平成15年12月19日

改正 平成24年12月28日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第62条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員(常勤の役員をいう。以下同じ。)に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者(死亡により退職した場合は、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、第6条に規定する業績勘案率が決定された日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職手当は、役員が通則法第23条第2項の規定により解任された場合(同項第1号の規定により解任された場合を除く。)には、支給しない。

2 役員が刑事事件に関して起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、退職した役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第4条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第5条 退職した役員に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の全額又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の額)

第6条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第9条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、これに総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じ、その額に100分の98の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第7条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第8条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第

1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の前条第 1 項に規定する在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。この場合において、先の役員と後の役員との役職が異なるときは、国家公務員として在職した期間は、先の役員としての在職期間に含むものとする。

- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の前条第 1 項に規定する役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 3 前 2 項の場合における国家公務員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、退職手当法第 7 条の規定の例による。
- 4 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第 2 項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第 2 項の規定に該当する役員が退職した場合（前項に該当する場合を除く。）におけるその者の退職手当の額は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定し、かつ、役員としての在職期間を退職手当法第 7 条に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 6 前項の規定により支給される退職手当の額を計算する場合の当該退職の日における俸給月額その他必要な事項は、別に定める。

（再任等の取扱い）

第 9 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において、役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（遺族の範囲及び支給順位）

第 10 条 第 2 条第 1 項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第 2 号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、

その他の親族については、役員と親等の近い者を先順位とする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第12条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月19日規程第32号)

- 1 この規程は、平成15年12月19日から施行する。
- 2 平成16年1月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する常勤役員が同日における役職と同一の役職の常勤役員として基準日以降引き続き在職した場合のその者の退職手当の額は、第6条の規定にかかわらず、その者の退職の日における俸給月額に、任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と基準日から退職までの在職期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準としこれに上記の業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則(平成24年12月28日規程第7号)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金職員退職手当規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 16 号)

(平成 24 年 12 月 28 日 規程第 8 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 63 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の職員（常時勤務に服することを要しない職員及び臨時に勤務する職員を除く。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の種類)

第 2 条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分による。

- (1) 職員が退職し、又は解雇された場合は、退職金
- (2) 職員が死亡した場合は、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給)

第 3 条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。

- 2 退職手当は、法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、職員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。
- 3 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職金の支給制限)

第 4 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 勤続 6 箇月未滿で退職し、又は解雇された場合（第 8 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合を除く。）
 - (1) 免職の懲戒により解雇された場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された場合
- 2 職員が刑事事件に関して起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、退職した職員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第 1 項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第 5 条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職

手当の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（退職金の返納）

第6条 退職した職員に対し退職金の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職金の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職金の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は、別に定める。

（退職金の額）

第7条 退職金の額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が俸給月額の100分の5,500を超えるときは、俸給月額の100分の5,500とする。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の98

(2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の137.2

(3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の176.4

(4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の196

(5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の98

2 勤続期間に1年未満の端数がある場合は、前項各号の区分に従い、その端数について当該各号に定める割合により月割をもって計算する。

（退職金の増額）

第8条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算して得た額に、退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(1) 傷病によりその職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えられないため退職

し、又は解雇された場合

- (2) 死亡により退職した場合
- (3) 定員の減少又は組織の改廃により過員若しくは廃職を生じたため退職し、又は解雇された場合
- (4) 勤続期間が 10 年以上であって、定年に達したことにより退職した場合
- (5) 勤続期間が 15 年以上であって、職務上特に功労があったと理事長が認めた者が退職した場合
- (6) 前各号に準ずる特別の事由により退職し、又は解雇された場合であって、特に増額の必要があると理事長が認めたとき
(退職金の減額)

第 9 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、第 7 条の規定により計算して得た額から、その額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己の都合により退職した場合（傷病、出産又は婚姻による場合を除く。）
- (2) 勤務成績が著しく不良のため解雇された場合
- (3) 第 4 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する事由に準ずる事由により退職した場合
(勤続期間の計算)

第 10 条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの年月数による。
- 3 前 2 項の規定による在職期間のうち、休職（業務上の傷病による休職を除く。）停職又は育児休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が 1 以上あった場合は、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（1 月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前 2 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 第 4 条第 1 項第 1 号の勤続期間については、第 2 項の規定にかかわらず、職員となった日から退職し、又は解雇された日の前日までの満月数とする。
(国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第 11 条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後に引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後

の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第3項の規定にかかわらず、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(甲慰金の額)

第12条 甲慰金の額は、職員が死亡した日における俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第13条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (遺族の受給資格証明)

第15条 第3条に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録簿本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第 16 条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 17 条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

2 基金の成立の前日に平和祈念事業特別基金（以下「旧基金」という。）の職員として在職する者が、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 133 号）附則第 2 条の規定により引き続いて基金の職員となり、かつ、引き続き基金の職員として在職した後に退職する際は、その者の旧基金の職員としての引き続いた在職期間を基金の職員としての在職期間とみなす。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規程第 8 号）

1 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。